

# 開発行為に該当しない場合の建築物の建築又は特定工作物の建設について

## ◎協議書の取り交わしについて

都市計画区域内で 1,000 m<sup>2</sup>以上の敷地、及び都市計画区域外で1ヘクタール以上の敷地における建築物の建築又は特定工作物の建設については、周辺環境への影響が大きいことが予想されるため、開発行為に該当しない場合であっても、事業者さまに雨水排水等に係る協議書の取り交わしをお願いしています。

## 《手続きに要する期間》

協議に必要な資料が提出されてから協議書の取り交わしまで **2週間程度**かかります。計画内容によっては手続きに時間がかかる場合がありますので、早めにご相談ください。

## 《提出書類》

- ・協議書 1部
- ・設計図書 1部

## ＜設計図書一覧＞

No.	図書の名称	確認事項
1	位置図	対象となる土地の位置
2	造成計画平面図	造成区域、造成前後の地盤高、土地利用計画
3	排水施設平面図	排水施設の詳細（管径、勾配）、流末の詳細
4	流量計算書	開発行為の手引 <sup>※1</sup> の規格に適合しているか
5	公共施設管理者との協議書	道路、下水道、上水道管理者等との協議内容
6	その他（適宜）	計画に応じて確認が必要と判断される内容

※1 都市計画法による開発許可制度の手引＜技術編＞（北海道建設部まちづくり局都市計画課）

## 《手続きのフロー》

作業区分  申請者  都市計画課

